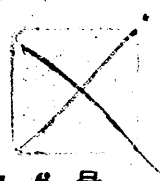


戦後教育資料

6-2
546



文大生第346号

昭和27年5月18日

国公立大学長 殿

短期大学長 殿

文部事務次官

日高第四郎

昭和25年7月25日付国大第235号
文部事務次官通達の適用について

最近学園において、学生と警察官との紛争事件が、しばしばひきおこされているが、昭和25年7月25日付国大第235号文部事務次官通達の趣旨は、学校構内における集会、集団行進、集団示威運動についてのみ適用されるものであることを、学内一般に対し、更に徹底するよう適当な御処置をとられるとともに、学生が学校当局を介さずに直接警察側と交渉することのないよう厳にいましめられたく、とりあえずこの点に関してのみ趣達いたします。

春山 1-89

VI-520

五 集会、集団行進及び集団示威運動に関する

東京都条例の学校内における解釈適用につ

ついて

(昭和二十五年七月二十五日国大第二三五号文部事務次官から東京都以外の道府県の教育委員会、東京都以外の道府県知事、東京都以外に所在の国立、公立、私立大学長、短期大学長、専門学校長あて)

上記について、別紙写のとおり東京都内の国立、公立、私立の大学、短期大学、高等専門学校校長等あて遺達しました。各地方公共団体において同種の条例が制定された場合には、同様の方針で関係公安委員会と協議措置されることが適当と思われるので、参考のため送付します。

国大第二三五号

昭和二十五年七月二十五日

文 部 奉 務 次 官

東京都内所在の国立、公立、私立
大学長、短期大学長、専門学校長 殿

集会、集団行進及び集団示威運動に
関する東京都条例の学校内における
解釈適用について

先般上記の条例が改正され七月三日から施行になっていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙（A）のとおり決定しましたので、その取扱に遺憾のないように願います。

おつて同条例の解釈適用に疑義のある場合は、所轄警察署長と協議の上処理されるよう希望します。

国大第二三五号

昭和二十五年七月二十五日

文 部 奉 務 次 官

東京都知事、東京都教育委員会 殿

集会、集団行進及び集団示威運動に関
する東京都条例の学校内における解釈
適用について

先般上記の条例が改正され七月三日から施行になっていますが、この条例の学校内における解釈適用について警視庁と協議の結果、別紙（A）のとおり決定しましたので、貴管下関係学校に周知させその取扱に遺憾のないように願います。

おつて同条例の解釈適用に疑義のある場合は、学校長が所轄警察署長と協議の上処理するようにして下さい。

別紙(△)

第一 都条例第一条による集会等のうち、学校構内(学校長が管理上の責任を負う地域又は建物その他の施設)におけるものについては当該学校の管理者又は学校長の承認を得て、その許可申請をするものとする。

第二 学校構内における集会で、ある場所を区切り特定人のみで行われ一般公衆が自由に参加し得ない状態にある次のようなものは「公共の場所における」集会とはみなされず、したがって許可の申請は必要としないこと。

(1) 学校当局が主催者となつて、学生、生徒、児童又は特定人を対象とするもの。

たとえば、学内講演会、学芸会、映画会、展覧会、教職員懇談会、学校教育法第六十九条による公開講座、学会、研究会等。

(2) 学校当局以外の者が主催する場合
当該学校の教職員、学生、生徒その他「学校長の承認した」特

定の人又は団体がその学校の管理者又は学校長の定める手続による許可を得て特定の者を対象として行うもの。

たとえば、学生大会、生徒会、講演会、PTAの会、父兄会、卒業生懇談会、学会、研究集会、官公庁等の主催する講習会等。

第三 学校構内における集会、集団行進、集団示威運動等の取締については、当該学校長が措置することを建前とし、要請があつた場合警察がこれに協力することとする。

第四 研究所等の学術研究施設におけるものについても上記第一から第三までの例によること。

以上